

	号外	定価1部2円	書きましたか？大型ハガキ署名。署名が確定闘争での前進に大きく寄与します。署名を最大限集約しよう！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2676
	第3種郵便物認可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合		2023年 10月27日

2023確定闘争① 10.25地公共闘・人事課長交渉

当局 人勸尊重 語るも…改善策示さず

国・他県ではなく“組合員の声と実態”を見る

11.1 総決起集会への結集で前進回答を引き出そう！

10月25日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤工岩教組委員長）は、2023確定闘争における知事あて要求書を佐藤人事課長に提出するとともに交渉を行い、現時点での改善姿勢を質した。交渉結果は次のとおり。

【交渉結果】①給与改定に関し、「人事委員会勧告を最大限尊重。年内の条例改正と差額支給は、国の給与法改正の動向も注視しながら対応」との回答にとどまっ



内城人事課長（右）に要求書を手交

た。交渉団から、確実な給与改善と年内での差額支給を強く求めた。

②会計年度任用職員への勤勉手当支給については、「法改正の趣旨を踏まえ適切に支給するよう国から通知が出ている。通知の趣旨や他県の状況等を踏まえ対応を検討」とし、評価を反映させない運用については「職務給の原則や常勤職員との均衡を基本としながら、支給月数や制



回答を求める地公共闘交渉団

度の詳細を検討」との現状姿勢にとどまった。

③夏季休暇の使用期間拡大については、「ワーク・ライフ・バランスの観点から休暇をしっかりと取得できる体制整備は必要」としつつも「国や他県の動向を踏まえながら検討」との回答にとどまったことから、次回交渉での具体的対応を求めた。その他課題も課題意識を持たせたものの、現状姿勢にとどまった。

地公共闘は知事あて大型ハガキ署名の取り組みに全力を挙げ、かつ11月1日ヤマ場交渉時に総決起集会を開催。組合員の切実な声で当局姿勢を改めさせ、前進回答を求めていく（裏面に続く）。



回答する内城人事課長

④ 会計年度任用職員の給与改定

(地公共闘) 会計年度任用職員も4月遡及改定、期末手当0.10月引上げを。見解は。

(人事課長) 国の指針見直しを受け、総務省から会計年度任用職員の給与の遡及改定を基本とする通知が発出された。通知の趣旨や他県の状況等を踏まえ対応を検討。

期末手当については、人勧での言及はなかったが、改正の実施時期も含め、国や他県の状況を勘案しながら検討。

(地公共闘) 確実な遡及と常勤職員との水準均衡を踏まえ0.1月引上げるべき。再考を。

⑤ 高齢層職員の処遇改善

(地公共闘) 定年引上げ後も含めた昇給の確保など、処遇改善は必要。対策は。

(人事課長) 高齢層職員の勤務意欲の維持・向上は、昇給制度のみでの対応は困難。各任命権者と課題意識を共有し、個々の職員の状況を勘案しながら、高齢層職員の勤務意欲の維持・向上に配慮していく。

⑥ 諸手当(通勤手当)改善

(地公共闘) 広い県土を有する本県の実情を踏まえ、国・他県とは違う手当の対応が必要と考えるが見解は。

(人事課長) 長距離通勤者の負担軽減は重要な課題と認識しており、これまでも改善を進めてきたが、ガソリン価格の反映については、直近一年間のガソリン価格は163.6円と、昨年度時点とほぼ変わらず、勧告においても言及がなかったことから、手当額を引き上げる状況ではないと考えている。また、新幹線料金については国よりも手当額が多くなるような計算方法としていること、高速道路料金については国と同じく2分の1を対象としていること、パーク&ライドは東北他県において手当を支給していないことから、慎重に対応を検討する必要がある。

⑦ 赴任旅費の改善

(地公共闘) 引っ越し費用高騰を踏まえた赴任旅費の改善の考えは。

(人事課長) 赴任旅費制度全体の在り方として、実費弁償の側面をどれだけ制度に反映させるかという観点から考える必要があり、職員の赴任に係る経費の実態を勘案したうえで検討していく必要がある。

(地公共闘) 当局都合による異動での自己負担はありえない。解消に向け改善を。

⑧ 両立支援に向けた職場環境の整備

(地公共闘) 県人勧の報告で言及があった勤務間インターバル制度について、考え方は。

(人事課長) ア) 勤務間インターバルは、社会的に広まりつつあることや、県人勧の報告を踏まえ、各任命権者において、それぞれの事情を踏まえながら検討を進めていく必要がある。知事部局のみで、導入に係る課題の整理を含め、来年度からの試行を検討している。イ) フレックスタイム制度も知事部局のみで、対象者の拡充に向けた試行を検討しており、県職労と協議する。他任命権者には試行を求めている。

(地公共闘) フレックスタイム制は、育児・介護等に限定しての導入。具体的な検証もなしに、安易に拡大することは容認できない。十分な協議を求める。